

横浜市寿生活館の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 22 年 4 月 1 日 健保護第 8 3 号（局長決裁）

改正 平成 27 年 4 月 1 日 健生支第 3047 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市寿生活館条例（昭和 40 年 6 月条例第 33 号）第 1 条に規定する横浜市寿生活館（以下「生活館」という。）の指定管理者を指定するため、選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施するものとする。

（指定管理者の選定）

第 2 条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、健康福祉局長（以下「局長」という。）は非公募により選定を行うことができる。

4 局長は、応募者の中から生活館の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定する。

5 局長は、次条に定める指定管理者選定評価委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定評価委員会）

第 3 条 生活館の指定管理者の選定について局長に対して意見を述べるため、指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、局長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

（申請書等）

第 5 条 局長は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市寿生活館条例施行規則（昭和 40 年 7 月規則第 61 号）及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、指定管理者の指定を受けようとする者から受理するものとする。

2 局長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要な応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 局長は、指定管理者の候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第7条 局長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と局長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市寿生活館の指定管理者の指定に関する要綱（平成17年7月8日福保第1068号）

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。